

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	「末端給水事業」「簡易水道事業」（水道事業）		
事業開始年月日	S30. 1. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名	千歳市	職員数（H22. 4. 1現在）	27
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	80.3（平成20年度）	財政力指数	0.804（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）		財政力指数（臨時債振替前）	
経常収支比率（％）	88.2（平成20年度）	実質公債費比率（％）	11.4（平成21年度）
		将来負担比率（％）	110.8（平成20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	千歳市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	千歳市公営企業管理者 本宮宣幸
既存計画との関係	
公表の方法等	ホームページ
基本方針	本計画は、平成19年度補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を延長するものである。今回の延長計画においても、現状の水道料金体系を維持し、料金改定を行わないことと大前提として策定している。料金収入については微増で推移すると想定し、業務内容の見直しによる人件費の削減により経営改革を進めることを基本方針としている。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位： ）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	3 33 . 7	53 2 . 5	72. 7	527.
	補償金免除額	62 . 5	3 2 .	3 26. 6	7 56.
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位： ）

事業債		年利5%以上6%未満 （平成2 年度末残高）	年利6%以上6.3%未満 （平成23年度末残高）	年利6.3%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	3 33 . 7	53 2 . 5	72. 7	527.
合 計（ ）		3 33 . 7	53 2 . 5	72. 7	527.
※ 一般 会計 負担 分 （再掲）					
合 計（ ）					
公営企業で負担するもの（ ）（ ）		.	.	.	.

【旧簡易生命保険資金】

（単位： ）

事業債		年利5%以上6%未満 （平成2 年度末残高）	年利6%以上6.5%未満 （平成23年度末残高）	年利6.5%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	.	.	.	.
合 計（ ）		.	.	.	.
※ 一般 会計 負担 分 （再掲）					
合 計（ ）					
公営企業で負担するもの（ ）（ ）		.	.	.	.

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位： ）

事業債		年利5%以上5.5%未満 （平成2 年度 残高）	年利5.5%以上6%未満 （平成23年度 残高）	年利6%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	.	.	.	.
合 計（ ）		.	.	.	.
※ 一般 会計 負担 分 （再掲）					
合 計（ ）					
公営企業で負担するもの（ ）（ ）		.	.	.	.

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	水道普及率は、一部井水使用者を除き平成21年度末で99.9%を達成している。 平成8年10月に料金改定を実施し、平成11年度には累積欠損金を解消し、平成21年度末には利益積立金で280,000千円、未処分利益剰余金で91,206千円を計上している。 しかしながら、有収水量は平成11年度をピークにここ数年は横ばいもしくは減少で推移しており、料金収入も頭打ちの状態が続いている。このため、費用面で年々増加する減価償却費や退職給与金による収支悪化を極力抑えるため、組織の見直しや委託業務の推進など経費削減に向けた取り組みを行ってきた結果、家庭用で10立方メートル1,102円という全道でも低価格の水道料金水準を維持しながら純利益を計上している。 今後の見通しについては、料金収入の大幅な伸びが期待できない一方、費用面で減価償却費や、維持管理費、退職給与金の増加により、平成23年度以降は厳しい経営環境が予想される。
経 営 課 題	課 題 ① 業務見直しによる人件費の削減 平成21年度費用のうち、減価償却費・支払利息・受水費の固定的経費が費用全体の60%以上を占めている。これらの費用は今後も増加が見込まれることから、費用全体の増加が懸念されるため、より一層の経費削減が必要となるが、委託料や修繕費などの維持管理費も費用全体の20%近くを占めている現状においては経費削減の余地も限られているため、今後は組織の効率化や業務の更なる見直しにより職員数を抑制し、人件費を削減することが課題となる。
	課 題 ②
	課 題 ③
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

(1) 收益的収支、資本の収支

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)						
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,660	1,637	1,601	1,577	1,582	1,544	1,570	1,664	1,593	1,610
	(1) 料 金 収 入		1,494	1,478	1,480	1,448	1,447	1,428	1,442	1,456	1,456	1,456
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		36	47	37	50	31	38	35	35	35	35
	(3) そ の 他		130	112	84	79	104	78	93	173	102	119
	2. 営 業 外 収 益		24	27	28	36	30	37	38	40	37	37
	(1) 補 助 金		20	19	18	17	15	22	23	25	22	22
	他 会 計 補 助 金		20	19	18	17	15	22	23	25	22	22
	そ の 他 補 助 金											
	(2) そ の 他		4	8	10	19	15	15	15	15	15	15
	収 入 計 (C)		1,684	1,664	1,629	1,613	1,612	1,581	1,608	1,704	1,630	1,647
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,381	1,340	1,322	1,376	1,362	1,362	1,362	1,446	1,402	1,359
	(1) 職 員 給 与 費		261	233	201	185	184	164	164	247	178	203
	基 本 給		99	94	83	76	76	73	73	73	73	73
	退 職 手 当		68	49	35	30	31	11	11	94	25	50
	そ の 他		94	90	83	79	77	80	80	80	80	80
	(2) 経 費		493	470	461	506	482	492	493	471	480	458
	動 力 費		39	41	37	38	33	43	38	37	37	37
	修 繕 費		169	143	134	169	171	157	168	135	118	135
	材 料 費		2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
	そ の 他		283	284	288	297	275	289	285	297	323	284
(3) 減 価 償 却 費		627	637	660	685	696	706	705	728	744	698	
支 出	2. 営 業 外 費 用		262	252	245	219	209	210	199	196	192	191
	(1) 支 払 利 息		258	249	240	205	200	196	189	186	183	182
	(2) そ の 他		4	3	5	14	9	14	10	10	9	9
	支 出 計 (D)		1,643	1,592	1,567	1,595	1,571	1,572	1,561	1,642	1,594	1,550
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		41	72	62	18	41	9	47	62	36	97	
特 別 利 益 (F)												
特 別 損 失 (G)		4	4	4	4	4	7	5	5	5	5	5
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-4	-4	-4	-4	-4	-7	-5	-5	-5	-5	-5
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		37	68	58	14	37	2	42	57	31	92	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		174	240	295	55	91	55	97	154	185	277	
流 動 資 産 (J)		1,122	1,304	1,384	1,253	1,189	1,089	923	934	984	1,001	
流 動 負 債 (K)		260	255	249	237	305	224	226	227	227	227	
流 動 負 債 (K)		65	109	98	83	65	65	67	65	70	73	
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動 負 債 (K)												
流 動												

(单位:百万円,%)

年 度			平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分												
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	437	466	698	269	187	233	441	331	349	376
		資 本 費 平 準 化 債										
		2. 他 会 計 出 資 金										
		3. 他 会 計 補 助 金										
		4. 他 会 計 負 担 金	14	15	16	15	13	12	11	12	13	14
		5. 他 会 計 借 入 金										
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	8	6	19	110	284	157	102	146	28	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
		8. 工 事 負 担 金					6	6	5	5	5	
	9. そ の 他	30	21	17		10	11	45	45	45	45	
	計 (A)	489	508	750	394	500	419	604	539	440	435	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	489	508	750	394	500	419	604	539	440	435	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	590	610	623	873	856	734	1,031	858	782	744
		う ち 職 員 給 与 費	53	79	83	95	84	83	83	83	83	83
		2. 企 業 債 償 還 金	368	439	817	384	394	409	440	394	349	368
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他		12	14	14	46	37	18	25	25	25	25	
計 (D)		970	1,063	1,454	1,303	1,287	1,161	1,496	1,277	1,156	1,137	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			481	555	704	909	787	742	892	738	715	702
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	455	530	679	883	761	719	867	713	690	677	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	26	25	25	26	26	23	25	25	25	25	
	計 (F)	481	555	704	909	787	742	892	738	715	702	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
補 他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)			8234	8261	8142	8027	7820	7,644	7645	7582	7,582	7590

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0		
料金回収率※ (%)		95.6	96.1	98.5	93.5	94.6	92.7	94.4	95.1	94.5	98.3
資本費 (円又は%)		78.2	79.4	80.1	80.3	81.7	83.5	82.0	83.1	84.2	80.0
総収支比率(法適用) (%)		102.2	104.3	103.7	100.8	102.3	100.1	102.7	103.5	102.0	105.9
経常収支比率(法適用) (%)		102.5	102.5	104.0	101.1	102.6	100.6	103.0	103.8	102.3	106.2
営業収支比率(法適用) (%)		119.6	120.1	119.8	112.4	115.3	112.0	114.2	114.1	112.6	117.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的收入分 (%)	4.7	3.5	3.1	2.8	2.5	2.2	2.4	6.9	3.5	4.5
	うち基準内繰入金 (%)	3.5	1.2	2.0	1.7	1.6	0.8	0.9	5.5	2.2	3.2
	うち基準外繰入金 (%)	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	1.4	1.5	1.4	1.3	1.3
	資本的收入分 (%)	3.0	3.0	2.1	3.8	2.7	2.8	1.8	2.2	2.9	3.1
	うち基準内繰入金 (%)	3.0	3.0	2.1	3.8	2.7	2.8	1.8	2.2	2.9	3.1
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
- (2) 繰入前経常収支比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常収益(収益的收入計)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)）／経常費用(収益的支出計) ×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（収益的收入計(総収益)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)）／（収益的支出計(総費用)＋地方債償還金(資本的支出に係るもの)）×100
- (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
- (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
- (4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100（病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）
- (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100
- (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100
- (7) 繰入金比率 (%)＝収益的收入に属する他会計繰入金（又は資本的收入に属する他会計繰入金）／収益的收入（又は資本的收入）×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価（円／㎡）＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
 - ※2 給水原価（円／㎡）＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定は、期間内の損益計算書の収支不足を回収する料金収入を確保するために必要な料金改定率を算出し、その率を現在の水道料金に上乘せするのが基本的な考え方である。 料金収入は給水人口が増加しているが、一人あたりの水使用量は伸び悩んでいるため、平成23～24年度は微増、25～26年度は増減なしで見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	「平成21年度地方公営企業繰出について」(通知)に基づき、各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。 ・消火栓等に要する経費 ・地方公営企業職員にかかる児童手当及び子ども手当に関する経費 基準外繰入金については、次により各対象年度に係る金額を見込んでいる。 ・中央泉郷・東千歳地区起債元利償還金 ・簡易水道維持管理費収支補てん(簡易水道にかかる営業収益から費用を差し引き発生した不足額) ・公衆浴場の料金減免(浴場用で使用情况の場合の使用料と家庭用で使用情况の場合の使用料の差額) ・水源開発業務にかかる事務経費 ・退職給与にかかる負担金(会計在籍期間に応じた退職金の負担金)
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	防衛省補助事業(臨空工業団地配水池設置) 事業費:1,524,410千円 平成19年度～平成24年度(予定)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	【営業費用】 ・人件費については給与改定・定期昇給を見込まず平成22年度予算値で算定。 ・経費については、平成18年度における単価を基本とし、過去の実績および個別費用の特質を勘案して算定。 ・減価償却費については償却対象資産の帳簿原価に対して定額法にて算定。 ・企業債利息については既に起債済のものについては償還表により、また新規発行分については利率を2.5%として算定。 また、本繰上償還に伴う借換債については利率を2.0%で算定。 【資本的収入】 ・企業債および国庫補助金については、事業計画内容に基づき算定。 【資本的支出】 ・建設改良費については事業計画内容に基づき算定。 ・企業債償還金については、既に起債済のものについては償還表により、新規に起債するものについては5年据え置き25年償還として算定し、本繰上償還に伴う借換債については残年数を償還期間として算定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①	下水道事業の法適用化による水道事業と下水道事業の組織統合、及びその後組織の見直しや業務の委託化、退職者不補充などにより、平成12年の35人から平成18年には30人となり、平成19年度からの経営健全化計画に基づき、平成21年度末現在で職員数は29人となっている。今回の延長計画では、業務見直しにより職員を2名削減することにより人件費の削減を行う。
○ 定員管理		職員定数に関する計画は検討中だが、現時点では労務職退職不補充のみを考慮している。 職員数 平成22年 4月 1日現在 759名 見込数 平成25年 4月 1日時点 745名(△14名)※いずれも病院医療職を除く。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月に国の給与構造改革に沿った形で俸給表の見直しを実施済 地域手当は、国における指定基準に準じた支給割合で支給
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成20年3月に「千歳市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定・公表し、見直しに向け実施中
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成18年4月に国に準拠する形で改正済 なお、退職時特別昇給制度については、既に廃止済
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業に係る福祉協会への事業主負担金は、福祉協会において平成19年度より掛金と同率に改定済
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		浄水場施設の業務委託については、平成3年度より運転監視業務を委託化し、平成13年度より施設点検業務・平成15年度からは水質検査を委託化し、維持管理費の削減に取り組んでいる。 また、近年の水需要が伸び悩んでいること、また緊急災害時は各配水池で貯水している水で対応できることなどから、平成19年度より浄水場内における地下水処理施設を休止し、動力費・修繕費等の削減に取り組んでいる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		浄水施設の水道法に基づく第三者委託について実施可能か検討したが、維持管理費での経費削減が期待できないこと、また委託会社の道内実績が少ないなどの理由により、平成18年度において見送りとなった。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		その他の収入確保に向けた取り組みとして、次の事案について実施もしくは検討しております。 ①フリーダイヤル導入によるサービスの拡大(転出入連絡の効率化) ②インターネットによるサービスの拡大(請求先の変更・料金関係相談など)【検討中】 ③預金口座振替日の指定日の選択【検討中】 ④クレジットカード支払【検討中】 ⑤口座払い割引制度【検討中】
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況(予算・決算)については千歳市水道局ホームページにおいて、また、給与・定員管理については千歳市ホームページおよび広報にて公営企業分として併せて公開を行っている。
○ 行政評価の導入		平成15年度(平成14年度分)より導入。評価方法は事務事業の担当による自己評価(一次評価)を基本としている。水道事業においては、給水施設管理業務などの施設管理事業、「水道週間」行事開催事業などの自主事業が評価の対象となっており、対象事業数は平成20年度において8件である。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	業務見直しによる人件費の削減 (計画期間：平成22年度～平成26年度、改善額合計：74,000千円)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位: 百万円、%)

区分	課 題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)	0	0	0	0	0	0					
		延長計画の目標値								0			
		企業債現在 高	8261	8169	8152	8097	8050	8009					
		延長計画の目標値		8142	8027	7820	7644	7645		7582	7582	7590	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額（料金の適正化）											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額（負担金の確保等）											
		資産の有効活用											
		改善効果額（収入増額）											
		その他（ ）											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
	1	職員給与費の適正化											
		職員給与費（退職手当以外）	184	183	182	167	167	168					
		改善効果額		1	2	17	17	16	53				
		【内訳】 給与	94	89	89	81	81	81					
		改善効果額		5	5	13	13	13	49				
		【内訳】 その他（手当・法定福利費等）	90	94	93	86	86	87					
		改善効果額		-4	-3	4	4	3	4				
	2	維持管理費等	470	462	490	552	475	441					
		改善効果額（適正化）※改善額は【内訳】に記載											
	2【内訳】	維持管理費等（地下水施設・委託料）	8	1	1	1	1	1					
		改善効果額（適正化）		7	7	7	7	7	35				
	2【内訳】	維持管理費等（地下水施設・修繕費）	6	0	0	0	0	0					
		改善効果額（適正化）		6	6	6	6	6	30				
	2【内訳】	維持管理費等（地下水施設・動力費）	7	1	1	1	1	1					
		改善効果額（適正化）		6	6	6	6	6	30				
	2【内訳】	維持管理費等（地下水施設・薬品費等）	1	0	0	0	0	0					
		改善効果額（適正化）		1	1	1	1	1	5				
	当初計画改善効果額 合計									153			
	（参考）当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									56			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額（料金の適正化）											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額（負担金の確保等）											
		資産の有効活用											
		改善効果額（収入増額）											
		その他（ ）											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
	1	人件費の削減（業務見直し）											
		職員給与費（退職手当以外）				153	153	153		153	153	153	
		改善効果額					14	15		15	15	15	74
		【内訳】 給与				76	73	73		73	73	73	
		改善効果額					8	8		8	8	8	40
		【内訳】 その他（手当・法定福利費等）				77	80	80		80	80	80	
		改善効果額					6	7		7	7	7	34
		維持管理費等											
		改善効果額（適正化）											
		工事コスト											
		改善効果額（縮減額）											
		その他（ ）											
		改善効果額											
	延長計画改善効果額 合計 A												74
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B												
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C												
	A+B+C												74
	＜参考＞延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）												18

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成17年度 （計画前5年度） （決 算）	平成18年度 （計画前4年度） （決 算）	平成19年度 （計画前3年度） （決 算）	平成20年度 （計画前々年度） （決 算）	平成21年度 （計画前年度） （決算見込）	平成22年度 （計画初年度）	平成23年度 （計画第2年度）	平成24年度 （計画第3年度）	平成25年度 （計画第4年度）	平成26年度 （計画第5年度）
給水人口（千人）	91	92	92	92	93	93	93	94	94	94
年間総有収水量（千㎡）	11479	11363	11388	11143	11147	11005	11115	11226	11226	11226
公称施設能力（㎡/日）	50800	50800	46780	46780	46780	46780	46780	46780	46780	46780
1日最大配水量（㎡/日）	39427	39004	38163	36139	36364	47053	46354	48755	49138	51353
最大稼働率（%）	77.6	76.8	81.6	77.3	77.7	100.6	99.1	104.2	105.0	109.8
供給単価（円/㎡）	130	130	130	131	130	130	130	130	130	130
給水原価（円/㎡）	141	139	136	140	137	140	137	136	137	132

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

当市の簡易水道事業はハード面・ソフト面では統合による新たな費用が発生しないこともあり、現状では上水道・簡易水道の料金統一が検討対象として考えられる。料金統一の時期については、平成25年度にシューバロダム完成に伴う石狩川東部広域水道事業団からの受水が予定されているため、同年度以降における収支見通しを考慮したうえで、上水道・簡易水道料金の料金統一の検討を進めていくこととなる。